

〇つるぎ町立保育所重要事項説明書（令和6年4月1日現在）

（趣旨）

第1条 この規程は、つるぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）第20条の規定に基づき、つるぎ町（以下「町」という。）が設置する次の施設（以下「保育所」という。）の運営についての重要事項を定めるものとする。

名称	位置
つるぎ町立半田保育所	つるぎ町半田字田井487番地2
つるぎ町立貞光保育所	つるぎ町貞光字西山148番地1

（保育所の目的）

第2条 保育所は、保育を必要とする乳児及び幼児（以下「乳幼児」という。）を受け入れ、適正な保育事業を行うことを目的とする。

（保育所の運営方針）

第3条 保育所は、保育の提供に当たっては、保育所に入所する乳幼児（以下「入所児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することにふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

2 保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、入所児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

3 保育所は、入所児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、入所児の保護者（以下「保護者」という。）に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

4 保育所は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（提供する保育等の内容）

第4条 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）及び保育課程に沿って入所児の発達に必要な保育を提供するものとする。

（職員の職種、職務の内容及び員数）

第5条 保育を提供するに当たり配置する職員の職種は、次の各号に掲げるとおりとし、その職務内容は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所長 職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(2) 主任保育士 所長を補佐し、保育計画の立案、保護者からの育児相談への対応及び地域の子育て支援活動を行うとともに、保育内容について他の保育士等を統括するものとする。

(3) 保育士 担当する入所児の保育に従事し、その保育計画の立案、実施、記録を行うとともに、保護者に対する連絡等の業務を行うものとする。

(4) 保育助手 入所児の保育に関し、保育士の補助を行うものとする。

(5) 栄養士・調理員 入所児の発達段階に応じた献立を作成し、その献立に基づき給食及びおやつを調理するものとする。

2 保育所の職員数は、次のとおりとする。ただし、入所児童数その他の事由により変動する場合がある。

職種	所長	主任保育士	保育士	保育助手	主任	栄養士	調理員
つるぎ町立半田保育所	1	1	9	1	0	1	2
つるぎ町立貞光保育所	1	1	11	0	0	0	2

（保育を提供する日）

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

(1) 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（保育を提供する時間）

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

月曜日から金曜日	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日	午前7時30分から午後0時30分まで
ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、土曜日を除く午後6時30分から午後7時までの範囲内で、時間外保育を提供する。	

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

月曜日から金曜日	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日	午前8時30分から午後0時30分まで
ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時30分から午前8時30分までの範囲内及び土曜日を除く午後4時30分から午後5時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。	

（利用者負担その他の費用の種類）

第8条 保育所の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担額を支払うものとする。

2 保護者は、町に対し、前項に定めるもののほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、次に掲げるものに係る実費を支払うものとする。

(1) 行事への参加に要する費用

(2) 日本スポーツ振興センター共済掛金

(3) その他保育において通常必要とされ、保護者負担が適当と認められるもの（写真代、月刊絵本代等）

(利用定員)

第9条 保育所の利用定員は、次のとおりとする。

区分	つるぎ町立半田保育所	つるぎ町立貞光保育所
0歳児	9人	9人
1・2歳児	26人	30人
3歳児	15人	21人
合計	50人	60人

(利用の開始に関する事項)

第10条 保育所は、町の入所決定に基づき、保育の提供を開始するものとする。

(利用の終了に関する事項)

第11条 保育所は、次に掲げる場合において町の退所決定に基づき、保育の提供を終了するものとする。

- (1) 保育利用期間満了前につるぎ町保育の利用に関する条例施行規則（平成27年規則第18号）第4条第1項に規定する支給認定を受けている者に該当しなくなったとき。
- (2) 転出し、又は死亡したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により入所決定を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 退所を希望する者から保育所退所願が提出されたとき。
- (5) その他保育所の運営等に支障が生じると認められる事由があるとき。

(緊急時における対応方法)

第12条 保育所の職員は、保育の提供を行っているときに、入所児に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者又は医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、福祉課及び保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 保育所は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 入所児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 保育所は、非常災害に備えて消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

2 保育所の土砂災害、地震等の各非常災害に対する具体的計画は、各保育所が別に定めるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第14条 保育所は、入所児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

2 保育所は、保育を行う中で職員又は保護者による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定に従い、速やかに福祉課及び児童相談所等適切な関係機関に通告するものとする。

(苦情対応)

第15条 保育所は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 保育所は、苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等の調査を行い、苦情申出者との話し合いによる解決に努めるとともに、必要な改善を行うものとする。

3 保育所は、苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録を行うものとする。

(秘密保持)

第16条 職員は、正当な理由がなく、その職務上知り得た子ども又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 保育所は、小学校、その他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対し、子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。